

若年性認知症ケアパス

(第4版)

壬生町 住民福祉部 健康福祉課

壬生町 地域包括支援センター

【目次】

- I 若年性認知症とは
- II 本人と家族が受けられる支援
相談窓口
- III 就労支援
 - 1 就労相談
 - 2 傷病手当
 - 3 雇用保険
- IV 介護保険制度
 - 1 要介護認定の流れ
 - 2 サービスの種類・利用
- V 障害者サービスの利用
障害者手帳・ 障害者自立支援法によるサービス
- VI 医療費の負担軽減のための制度
 - 1 自立支援医療
 - 2 高額療養費助成制度
- VII 所得を補助するための制度など
 - 1 障害年金
 - 2 特別障害者手当
- VIII その他のサービスの利用
 - 1 日常生活自立支援事業（あすてらす）
 - 2 成年後見制度
 - 3 車の運転・運転免許について
 - 4 奨学金制度

認知症という病気は、以前に比べると良く知られるようになってきました。年齢が若くても発症することがあり、65歳未満で発症する認知症は若年性認知症といいます。若年性認知症は、ご本人やご家族の経済的な負担や精神的な負担が大きく、また、サービス提供の体制が高齢者の方のものより、まだ不十分な状況です。『壬生町若年性認知症ケアパス』は、ご本人やご家族の方に対し、国や県の各種支援制度やサービスを受ける情報を示したものです。また、若年性認知症の正しい理解を深めていただくことを目的に作成いたしました。

I 若年性認知症とは

高齢者でなくても、若くして認知症を発症することがあります。65歳未満で発症した認知症を「若年性認知症」といいます。

物忘れが出始め、仕事や生活に支障をきたすようになっても、まだ若いという思いで認知症であるとは気付かず、病院で診療を受けても、うつ病や更年期障害などと間違われることもあり、診断までに時間がかかってしまうケースも見受けられます。

その為、早期に正しい診断・治療を受けることが大切です。また、仕事が出来ている段階で認知症だと告知を受けると精神的な打撃は大きく、病気を受け入れるまでに心の葛藤がみられます。家族や周囲も本人と一緒に支えていこうというサポートも重要になります。

II 本人と家族が受けられる支援

《相談窓口》

1 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、介護保険の認定を受けた方や介護予防事業を利用する方のケアマネジメントを行うほか、認知症や介護、福祉に関するさまざまな相談に応じ、関係機関と連携を図り支援を行います。

(お問い合わせ) 壬生南地区地域包括支援センター 0282-82-2119

壬生北地区地域包括支援センター 0282-86-3579

2 認知症地域支援推進員

認知症地域支援推進員は、認知症の方ができる限り住み慣れた地域で暮らすために、認知症の本人や家族を支援し、必要な医療や介護、日常生活における支援など、その方に応じた適切なサービスが提供できるようサポートなどの支援を行う相談員です。認知症に関する相談を随時受け付けます。

(お問い合わせ) 壬生町健康福祉課 0282-81-1876,1877

壬生南地区地域包括支援センター 0282-82-2119

壬生北地区地域包括支援センター 0282-86-3579

3 認知症初期集中支援チーム

認知症や認知症が疑われる方とその家族が、安心して生活を続けていくため、複数の専門職（保健師、看護師、社会福祉士、介護福祉士等）がチームの構成員になり、認知症に関して専門的見解からアドバイスが可能な専門医が指導・助言し、チームをバックアップします。

チーム員は、生活環境や心身の状況を確認しながら、ご家族からの相談に応じ、生活上の困りごとに対して、医療・介護・福祉サービスの必要性を判断し、日常生活のサポート方法などのご相談に応じます。

（お問い合わせ）壬生町健康福祉課 0282-81-1876,1877
壬生南地区地域包括支援センター 0282-82-2119
壬生北地区地域包括支援センター 0282-86-3579

4 かかりつけ医・かかりつけ薬局

「かかりつけ医」は、患者さんの身近にあり、いつでも病気の相談を受け、また必要なときには、状況に応じた医療機関を紹介するなどの役割を担っています。まずは、かかりつけ医に相談しましょう。認知症が重度になると持病があっても体調の悪さを訴えることができなくなりますので、定期受診が大切です。

認知症の薬だけでなく、他の病気の薬を飲んでいる場合もありますので、薬の飲み方など服薬に関することは「かかりつけ薬局」へ相談しましょう。

5 認知症サポート医（かかりつけ医の認知症対応）

厚生労働省は認知症の取り組みの一つとして認知症サポート医の養成を進めています。県内における認知症の早期発見・早期診断体制の充実を図るため、県では「認知症サポート医養成研修」及び「かかりつけ医認知症対応力向上研修」を実施しています。

認知症サポート医はかかりつけ医と連携し、地域の認知症に係る支援体制を支える役割を担います。認知症の疑いがあるけれど、どの医療機関に相談すればよいかわからないときなど、お問い合わせいただくことができます。かかりつけの医療機関等にご相談ください。

6 認知症疾患医療センター

認知症疾患医療センターは、認知症患者とその家族が住み慣れた地域で安心して生活ができるための支援の一つとして、都道府県が指定する病院に設置するもので、保健・医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する専門医療相談、地域における医療機関や問題行動への対応等

について、相談受付などを行う専門医療機関です。
(受診については、かかりつけ医等にご相談ください)

*** 認知症疾患医療センター（栃木県内）**

- ① 獨協医科大学病院（壬生町）※予約制
専用電話 0282-87-2251
時間 14時～16時

- ② 烏山台病院（那須烏山市）※予約制
専用電話 0287-82-0051

- ③ 足利富士見台病院（足利市）※予約制
専用電話 0284-62-2448

- ④ 上都賀総合病院（鹿沼市）
専用電話 0289-64-2186
時間 9時～15時

- ⑤ 皆藤病院（宇都宮市）
専用電話 028-689-5088

- ⑥ 足利赤十字病院（足利市）
専用電話 0284-20-1366

- ⑦ 芳賀赤十字病院（真岡市）
専用電話 0285-81-3856

- ⑧ 自治医科大学付属病院（下野市）
専用電話 0285-58-8998

- ⑨ 済生会宇都宮病院（宇都宮市）
専用電話 028-680-7010

- ⑩ 佐藤病院（矢板市）
専用電話 0287-43-1150

7 公益社団法人 認知症の人と家族の会 栃木県支部

1980年に結成され、全国47都道府県に支部があり、助け合って「認知症があっても安心して暮らせる社会」を目指して活動しています。

〈主な活動〉

- つどいの開催：認知症本人や家族が悩みを語り合う場として、県内各地で定期的を開催しています。
- 認知症に関する講演会の開催や参加
- 啓発活動
- 認知症電話相談窓口の運営：家族会の会員で研修を受けた相談員が対応しています。（月曜日から金曜日午後1時30分から午後4時まで）
- 会報の発行、オレンジサロン運営

（お問い合わせ）公益社団法人 認知症の人と家族の会
栃木県支部 028-667-6711

Ⅲ 就労支援

1 就労相談

就労中の場合、職場に病気であることを打ち明け、適した部署に配置転換してもらうことなどで、仕事を継続できる場合もあります。

復職・就労の継続または再就職を考えている場合

（お問い合わせ）栃木障害者職業センター 028-637-3216

県南圏域障害者就業・生活支援センター

「めーぷる」 0282-86-8917

ハローワーク栃木 0282-22-4135

2 傷病手当

病気休業中に、被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた制度で、病気やけがのために仕事を休み、十分な報酬が受けられない場合に支給されます。（会社で加入している健康保険などに加入していることが前提）

（お問い合わせ）

会社などの住所地を所管する全国健康保険協会（協会けんぽ）
または加入している健康保険組合

3 雇用保険

失業中の方の再就職までの生活を安定させ、就職活動を円滑に行えるよう支援するための保険制度です。再就職するための制度ですので、再就職の意思がない場合には、保険を受けることはできません。

(お問い合わせ) ハローワーク栃木 0282-22-4135

IV 介護保険制度

1 要介護認定の流れ

介護保険制度は、40歳以上の方が加入するものです。40歳以上65歳未満で医療保険に加入している方は第2号被保険者の特定疾病（老化が原因とされる病気「初老期の認知症など16種類の疾病」）に罹患したことにより介護が必要な状態と認定されることにより、介護保険サービスを利用できます。

本人が直接申請することが困難な場合には、家族や成年後見人、地域包括支援センター、居宅介護事業所などに、申請を代行してもらうことができます。

2 サービスの種類・利用

種類	サービス
訪問型サービス	訪問介護・訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導
通所型サービス	通所介護・通所リハビリテーション
短期入所型サービス	短期入所生活介護・短期入所量要介護
福祉用具の貸与、購入、住宅改修	福祉用具などの貸与、購入費補助、住宅改修費の補助
介護保険施設	介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設
その他	特定施設入居生活介護（有料老人ホーム）
地域密着型サービス	認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

(お問い合わせ)

壬生町健康福祉課 0282-81-1876,1877
壬生南地区地域包括支援センター 0282-82-2119
壬生北地区地域包括支援センター 0282-86-3579

V 障害者サービスの利用

障害者手帳・障害者自立支援法によるサービス

認知症の状態によって「精神障害者保健福祉手帳」や「身体障害者手帳」を取得することによって、生活上の優遇措置や税制上の特別措置を受けられる場合があります。

(お問い合わせ)

壬生町健康福祉課 0282-81-1829,1885

VI 医療費の負担軽減のための制度

1 自立支援医療

認知症を含む精神疾患のために通院治療が必要で、県の指定を受けた医療機関に通院している方を対象に医療費の負担軽減の制度があります。

(お問い合わせ) 壬生町健康福祉課 0282-81-1885

2 高額療養費助成制度

医療保険の被保険者で、1か月の保険適用医療費の自己負担限度額が一定以上の額を超過した場合に助成する制度があります。

(お問い合わせ)

会社などの住所地を所管する全国健康保険協会(協会けんぽ)
または加入している健康保険組合

VII 所得を補助するための制度など

1 障害年金

公的年金(国民年金、厚生年金、共済年金など)に加入中の方、

または加入していた方が 65 歳前に、病気やけがによって障害年金の認定基準に該当する障害状態になった場合に支給される年金です。申請する方によって、様々な要件がありますので、申請先にご相談ください。

(お問い合わせ)

国民年金	住民課国保年金係	0282-81-1827
厚生年金	栃木年金事務所	0282-22-1057
共済年金	加入している共済組合	

2 特別障害者手当

精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある 20 歳以上の方が受給対象です。ただし施設に入所している方及び継続して 3 か月を超えて入院している方は対象となりません。所得制限など要件がありますので、お問い合わせください。

(お問い合わせ) 壬生町健康福祉課 0282-81-1829

Ⅷ その他のサービスの利用

1 日常生活自立支援事業(とちぎ権利擁護センター あすてらす)

認知症や精神障害、知的障害などにより、判断能力が十分でない方を対象に地域で安心して生活が送れるよう、相談に応じながら必要なサービスの利用や金銭管理などの支援を行っています。

(お問い合わせ)

壬生町社会福祉協議会	0282-82-7899
壬生南地区地域包括支援センター	0282-82-2119
壬生北地区地域包括支援センター	0282-86-3579

2 成年後見制度

認知症や精神障害、知的障害などにより、判断能力が十分でない方を対象に財産管理や福祉サービスを受けるための契約などの法律行為を自分で行うことが困難な方の支援を、後見人などが担う制度です。

(お問い合わせ)

壬生南地区地域包括支援センター	0282-82-2119
壬生北地区地域包括支援センター	0282-86-3579

栃木県司法書士会	028-632-9420
栃木県社会福祉士会	028-623-0810
栃木県弁護士会	028-622-2008
栃木県社会福祉協議会	028-621-1234

3 車の運転・運転免許について

認知機能が低下すると、信号や道路標識の意味が理解できず、信号を無視したり高速道路を逆走したりするなど、大事故を引き起こす可能性があります。

若年性認知症の方は、身体機能が保たれている場合が多く、認知症の方を運転事故の危険から守るためにも、かかりつけ医や運転免許センター・警察署などにご相談してください。

(お問い合わせ)	運転免許 110 番	0289-76-1100
	栃木県運転免許センター	0289-76-0110
	栃木警察署	0282-25-0110

4 奨学金制度（ご家族を対象とした制度）

勉学の意欲があるにもかかわらず、経済的な理由で就学が困難な高校生や大学生などに対する修学資金の貸付制度です。内容や要件などによりさまざまな制度があります。

(お問い合わせ：主なもの)

栃木県育英会事務局	028-623-3459
栃木県教育委員会事務局	028-623-3355
日本学生支援機構	在籍する学校の奨学金窓口
あしなが育英会	03-3221-0888